鳥取県公報

令和２年９月１日（火）
第９２３０号

毎週火・金曜日発行

目　　　　次

◇　告　　示　　青少年に有害な図書類の指定（490）（子育て王国課）・・・・・・・・・・・・・・・・・２

保安林の指定予定（491）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

令和２年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度（492）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

都市計画の変更（493）（技術企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

指定障害児通所支援事業者の指定（494）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・４

◇　公　　告　　令和２年度後期技能検定の実施（産業人材課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

告　　　　　　示

鳥取県告示第490号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第１項の規定に基づき、同項第１号、第２号及び第３号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和２年９月１日

鳥取県知事　平　井　伸　治

指定番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7286	書籍	塀の中の元極道YouTuberが明かすヤクザの裏知識	ISBN978－４－299－00450－５	宝島社
7287	雑誌	官能愛体験ＤＸ　８月号	雑誌　02591－08	株式会社ブレインハウス
7288	〃	週刊実話ザ・タブー　週刊実話増刊８月７日号	雑誌　20327－８／７	株式会社日本ジャーナル出版
7289	〃	劇画エマニエル　vol.４	雑誌　08390－８	株式会社大洋図書
7290	〃	実話ナックルズ月刊８・９月合併号	雑誌　04877－９	〃
7291	〃	実話ナックルズＧＯＬＤ	雑誌　68543－14	〃
7292	〃	実話ナックルズウルトラ　VOL.09	雑誌　68542－97	〃
7293	〃	裏モノＪＡＰＡＮ９月号	雑誌　01805－09	鉄人社
7294	〃	封印発禁ＴＶＤＸ　2020年夏号	雑誌　68542－93	株式会社大洋図書
7295	〃	まんがグリム童話　８月号	雑誌　08305－８	ぶんか社

鳥取県告示第491号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和２年９月１日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町中字八丁578

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

（１）　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第492号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第４条の２第３項の規定により、保安林の令和２年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第１項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公

表する。

令和２年９月１日

鳥取県知事　平　井　伸　治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度（ヘクタール）
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源の涵（かん）養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月１日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	917.51
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月１日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2891.31
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1705.22
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	741.09
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1483.92
土砂の流出の防備	鳥取	鳥取市	199.59
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	62.01
	岩美	岩美郡岩美町	105.00
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	53.30
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	24.44
	琴浦	東伯郡琴浦町	51.63
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	51.78
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	14.30
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.82
	江府	日野郡江府町	4.49
干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.97
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82
	大原	倉吉市大原	0.68
	長谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66
	大谷	東伯郡北栄町大谷	1.48

	孝　霊　山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14.42
	法　勝　寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大　谷　奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91.45
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8.32

鳥取県告示第493号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和２年９月１日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路３・５・２号八屋円谷線

２　都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

倉吉市八屋、下余戸、上余戸、広栄町、大原及び円谷町

３　縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市建設部管理計画課（倉吉市葵町722）

鳥取県告示第494号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の５の25の規定により次のとおり告示する。

令和２年９月１日

鳥取県中部総合事務所長　吉　川　寿　明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	東京都豊島区東池袋一丁目44－３	放課後等デイサービスみらい倉吉	倉吉市見日町600	放課後等デイサービス	令和２年９月１日
一般社団法人お助けステーション心結	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1026－２	ＣＯＣＯＫＡＲＡはわい	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬624－１	〃	〃

公　　　告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第２項の規定に基づき、令和２年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和２年９月１日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　技能検定を実施する等級別の職種（作業）

（１）　特級

金属熱処理

機械加工
放電加工
金属プレス加工
めっき
仕上げ
機械検査
電子機器組立て
空気圧装置組立て
建設機械整備
紳士服製造
プラスチック成形

（２）　１級及び２級

造園（造園工事作業）
さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
ロープ加工（ロープ加工作業）
機械検査（機械検査作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
紳士服製造（紳士注文服製作作業、紳士既製服製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）
ガラス施工（ガラス工事作業）
機械・プラント製図（機械製図ＣＡＤ作業）
金属材料試験（組織試験作業）
塗装（鋼橋塗装作業）
広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）
フラワー装飾（フラワー装飾作業）

（３）　３級

造園（造園工事作業）
機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）
機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）
家具製作（家具手加工作業）

建築大工（大工工事作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

（４）　単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

２　技能検定の方法

実技試験及び学科試験

３　技能検定試験の実施期日等

（１）　実技試験

ア　実施期日

令和２年12月４日（金）から令和３年２月21日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ　実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ　実技試験問題の公表

実技試験問題は、令和２年11月27日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

（２）　学科試験

ア　実施期日

（ア）　特級

全職種　令和３年１月31日（日）

（イ）　１級及び２級

職　　　　　種	実　施　期　日
鍛造、機械検査、紳士服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	令和３年１月24日（日）
さく井、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、防水施工及び機械・プラント製図	令和３年１月31日（日）
ロープ加工、空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装及び広告美術仕上げ	令和３年２月７日（日）
造園、機械加工、建築板金及びフラワー装飾	令和３年２月14日（日）

（ウ）　３級

職　　　　　種	実　施　期　日
内燃機関組立て	令和３年１月24日（日）
造園及び家具製作	令和３年１月31日（日）
機械検査及び建築大工	令和３年２月７日（日）
機械加工、電子機器組立て及びフラワー装飾	令和３年２月11日（木）

（エ）　単一等級

令和３年２月７日（日）

イ　実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

４　手数料

（１）　実技試験

ア　特級

全職種　18,200円

イ　１級、２級及び３級

職　　　　　種	手　　数　　料

機械・プラント製図	13,300円
機械検査	15,100円
上記以外の職種	18,200円

ウ　単一等級

18,200円

エ　イにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち２級又は３級に該当するものを受検する35歳未満の者の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「35歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう（以下同じ。）。

（ア）　実技試験実施日が属する年度の４月１日において35歳に達していない者

（イ）　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第１の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

職　　種	手　数　料
機械・プラント製図	4,300円
機械検査	6,100円
上記以外の職種	9,200円

オ　イ及びエにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち２級又は３級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。

（ア）　法に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）

（イ）　法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）

（ウ）　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者

（エ）　学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

（オ）　学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

（カ）　学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

（キ）　学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

職　　種	手　数　料	
	35歳未満の者	その他の者
機械検査（２級に限る。）	3,100円	12,100円
機械検査（２級を除く。）	2,900円	10,100円
造園、機械加工、電子機器組立て、内燃機関組立て、家具製作、建築大工及びフラワー装飾	3,100円	12,100円

（２）　学科試験

3,100円

5　受検申請の手続

（１）　提出書類

ア　技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ　本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）

ウ　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

（２）　提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所　〒680－0845　鳥取市富安二丁目159　久本ビル５階

電話　0857－22－3494

（３）　受付期間

令和２年10月５日（月）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

（1)に掲げる書類は、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとし、令和２年10月16日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

（４）　受検申請に関する注意

ア　申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会で配布する。

イ　申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ　実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、１に掲げる職種以外の職種（法第47条第１項に規定する指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ　手数料は、４に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ　実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ　受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6　合格者の発表等

（１）　技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、令和３年３月19日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センター１階の掲示板等にその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

（２）　実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が令和３年３月19日付けの書面で通知する。

（３）　技能検定合格証書の交付

特級、１級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、２級及び３級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7　その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857－22－3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課（電話0857－26－7209）に問い合わせること。